

子どものけんりニュース

第18号

2008.5.19 発行

札幌市は、平成20年2月に子どもの権利条例の素案を公表し、市民意見を募集しました。このたび、この素案の趣旨にそって条例案をまとめ、5月22日から始まる平成20年第2回定例市議会に提案することとしました。

今号では、条例案をまとめるにあたっての2つのポイントと、子どもを権利の侵害から救済するための新たな制度について、子どもから寄せられた主な意見をご紹介します。

なお、素案に寄せられたご意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめた資料を区役所などで配布していますので、そちらもぜひご覧ください。



ご意見の募集方法と件数

1. 意見募集の方法

札幌市は、平成19年2月に市議会に提案した当初の条例案について、その修正の方向性と、新たに盛り込む救済制度の項目を、条例素案としてまとめ、平成20年2月28日(木)から3月28日(金)まで、市民意見を募集しました。また、小学生・中学生には、救済制度に関する資料を作成し、意見を募集しました。

2. 意見を提出した方の人数と件数

383人(団体含む)から909件の意見が寄せられました。

- ・大人117人(団体含む) 384件
- ・子ども(18歳未満) 266人、525件



ポイント

当初の条例案の修正について

当初の条例案にある「他人の権利を尊重しなければなりません」という権利行使のルールだけでは公共に対する配慮が読み取りにくいいため、子どもが権利行使の経験を通して規範意識を育むことが大切であるということ、条例全体の考え方を表す前文に表現することにしました。

また、生活のあらゆる場面で子どもの権利を保障するためには、大人の役割が重要です。その中でも第一義的な責任者である保護者の役割を再確認できるように、保護者による子どもの支援を定める条例案第12条に、支援の例として「指導、助言」という言葉を入れることにしました。



ポイント

権利侵害からの救済について

条例案では、いじめなどの権利の侵害から子どもを救済するための新たな機関について定めています。この機関は、行政からの独立性が尊重された機関として、相談だけでなく、必要に応じて、原因を調査したり、解決に向けて取り組むよう関係する人たち(おねが)にお願い(勧告)をしたりできる仕組みとしています。機関を統括する救済委員は、子どもの権利に詳しい人の中から、市長が市議会の同意を得て選ぶことにしています。

また、子どもが気軽に相談できる、親しみやすいものとなるよう、工夫をしていきたいと考えています。



子どもに親しまれる救済機関とは ～子どもの意見と市の考え方～

ご意見 いじめや虐待だけではなく、どんなに小さな悩みでも相談にのってほしい。

市の考え 新しい機関では、「ちょっとつらいこと」や「悩み」など、どんなことでも相談にのりたいと考えています。

ご意見 相談することによって、逆に子どもが苦しくなることがないように、安心して利用できる機関にしてほしい。

市の考え 問題を解決するときに、相談した子どもを困らせることがないように、子どもの考えをよく聞き、その子どもに合った方法で解決を目指していきたいと考えています。



意見募集の結果資料を、区役所、子ども未来局などで配布しています。資料は、一般用と小学生・中学生用があり、一般用には条例案を掲載しています。また、右記のホームページからも資料をご覧ください。

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通「センタービル」1号館3階
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課
電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943
Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

さっぽろ市
05-G01 08-273
20-3-92